



2026

埼玉県信用保証協会の現況

Disclosure

名前
ハビたま

名前の由来
ハッピー+さいたま

誕生日
6月25日

出身地
埼玉県山奥の「にっこり村」
先祖はオーストラリア出身

役職
スマイルリーダー

特技
幸せあふれる笑顔

夢・目標
中小企業者の皆さまを
笑顔にすること



埼玉県信用保証協会
イメージキャラクター
ハビたま

デザインコンセプト

- 口角の上がった表情が笑顔に見えることから「世界一しあわせな動物」と称される「クオッカ」をモチーフとしてデザイン。
- 当協会の支援で「中小企業者の皆さまを笑顔にしたい」という思いと、「ハビたま」の笑顔を通じて「協会に親しみをもていただきたい」という思いを込めました。

「クオッカ」とは？

- カンガルー目 カンガルー科
- オーストラリアのロットネスト島に生息
- 国内でクオッカを飼育しているのは「埼玉県こども動物自然公園」だけ

目 次

ごあいさつ	2
当協会の概要	3
令和7年度の主な取組み	5
金融支援	
経営支援	
創業支援	
関係機関との連携	
広報	
その他	
令和7年度事業報告	22
令和7年度統計資料	26
第7次中期事業計画	30
令和8年度経営計画	31
信用補完制度	33
信用保証制度の概要	35
情報管理・コンプライアンス等の取組み	40
事業体制と県内ネットワーク	44

ごあいさつ

埼玉県信用保証協会
会長 砂川 裕紀

日頃、埼玉県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「2026 埼玉県信用保証協会の現況」を作成いたしました。当協会の事業実績や取組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和7年度の県内経済情勢を振り返りますと、一部に弱さが見られるものの緩やかに回復しており、物価上昇の影響を受けつつも、個人消費は持ち直してきました。一方で、原材料の高騰や人手不足に伴う採用難や人件費の上昇、金利上昇などの懸念事項もあり、依然として県内中小企業者を取り巻く経済環境は厳しい状況が続いております。

このような中、当協会では、金融機関をはじめとする中小企業支援機関との連携を強化しながら、県内中小企業者の実情に寄り添った支援に取り組んでまいりました。

保証部門においては、資金繰りに不安を抱える中小企業者に対し、「協調支援型特別保証制度」や「経営あんしん資金（物価高騰特例）」等の各種保証制度を活用した資金繰り支援を実施しました。また、経営支援部門においては、保証審査の段階から経営支援が必要と思われる中小企業者に対して経営支援を提案し早期の経営改善を促したほか、資金繰りが厳しいことが顕在化



している中小企業者との対話を通じて個社の実情と経営課題を整理・共有することで、中小企業者の実情に応じた適切な経営支援の実施に努めました。

中小企業者は物価高への対応や人手確保等といった経営課題を従来から抱えています。これに加え、近時では中東情勢の緊迫化がエネルギーや原材料価格の急騰を招き、中小企業者を取り巻く経営環境はより不透明感を増しつつあります。また、中小企業者が抱える経営課題は多様化しており、各支援機関が単独で課題解決するのは難しくなっています。当協会といたしましては、「地域のハブ機能」を十分に発揮し、金融機関・県市町村・商工団体・中小企業活性化協議会等と緊密に連携しながら、多様化・複雑化する中小企業者の経営課題に対し最適な支援を届けられるよう、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年8月

当協会の概要

概要 (令和8年3月31日現在)

名 称	埼玉県信用保証協会
人 格	信用保証協会法に基づく法人
主務大臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
本店所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
設 立	昭和24年6月25日
事 務 所	本店、熊谷支店、川越支店、春日部支店
役職員数*	役員 5名 職員 171名 ※非常勤役員・嘱託・パートタイマー等を除く
基本財産	939億円
保証債務残高	1兆1,909億円
保証利用企業者数	57,443企業
関連会社	保証協会債権回収株式会社 保証協会システムセンター株式会社



沿革

昭和 24 年 6 月	財団法人埼玉県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和 24 年 7 月	浦和（現：さいたま）市にて業務開始
昭和 28 年 8 月	信用保証協会法公布・施行
昭和 29 年 6 月	信用保証協会法に基づく法人に組織変更
昭和 61 年 10 月	熊谷支所を開設
昭和 63 年 3 月	本所を現住所地のソニックシティビル11階に移転
平成 元年 4 月	川越支所を開設
平成 3 年 10 月	春日部支所を開設
平成 11 年 4 月	「本所」を「本店」に、「支所」を「支店」に名称変更 基本理念およびシンボルマークを改定（3つのD）
平成 13 年 4 月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務開始
令和 7 年 4 月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務休止

基本理念

埼玉県信用保証協会は、
地域社会の発展〈Development of society〉のため、
中小企業者の中に秘められた可能性を発掘〈Discovery〉し、
夢の実現〈Dream〉のお手伝いをします。



基本理念は、当協会のあるべき姿、目指すべき方向を端的にあらわしたものです。この基本理念の3つのDを通じて、より一層皆さまに信頼される信用保証協会の実現に向け、鋭意努力を続けてまいります。

シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の基本理念である「3D」を、信用保証協会の持っている「人間的な優しさ」の表現として、ソフトな筆タッチの花びらをモチーフにしました。中小企業・金融機関・当協会の3つの力で大きく花ひらくイメージです。英文ロゴ「SAITAMA GUARANTEE」との組み合わせで、さらにこのシンボルマークは信頼度を増して安定感のあるカタチになります。

コーポレートカラーは、当協会がこれからも「信頼のできる安定した機関」であることを象徴して、安定のブルーと信頼のグリーンを選びました。

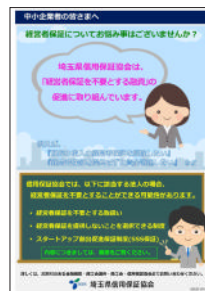


令和7年度の主な取組み

中小企業者の多様なニーズに応じた金融支援

◆経営者保証に依存しない融資の促進

令和7年度は、経営者保証を不要とする保証制度の利用を促進するリーフレット等を新たに作成しました。また、「エグゼクティブ・プラス保証」、「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」などの経営者保証を不要とする個々の保証制度のリーフレットについて、当協会ウェブサイトへの掲載を行うことで、同制度の利用を促進しました。



【エグゼクティブ・プラス保証（α・β）】

経営者保証不要で、最大2億8千万円（α要件の場合）までの無担保保証が可能な制度です。令和5年度に制度要件を改正し（借換対象口の拡大・α要件の保証限度額拡大など）、よりご利用しやすくなりました。

〈制度の特徴〉

- ・経営者保証は不要
- ・最大2億8千万円まで無担保保証が可能（α要件）



〈保証承諾金額・構成比の推移〉

(単位：億円、カッコ内は構成比)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「エグゼクティブ・プラス保証（α・β）」	261 (7.4%)	398 (12.1%)	338 (8.9%)

【事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）】

一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる取扱いです。保証制度を問わず横断的に適用することが可能です。

【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）】

一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とすることができる保証制度です。保証申込日に応じて上乗せとなる信用保証料に対して、国からの補助があります。



〈保証承諾金額・構成比の推移〉

(単位：億円、カッコ内は構成比)

	令和5年度(※)	令和6年度	令和7年度
「事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）」	3	72 (2.2%)	110 (2.9%)
「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）」	2	27 (0.8%)	12 (0.3%)

※令和6年3月14日～令和6年3月31日保証承諾分

令和7年度の主な取組み

◆持続的成長支援

新たな経済環境の中で見出した商機へのチャレンジや、生産性向上、SDGs等の社会的課題に取り組む中小企業者を積極的に支援しました。

【SDGs普及促進保証（愛称：ステップワン保証）】

これからSDGsに取り組む、もしくは既に取り組んでいる中小企業者を対象とした保証制度です。SDGsをより多くの方に身近なものとして取り組んでいただくことを目的として令和4年4月1日に創設し、令和8年3月31日をもって取扱いを終了しました。

〈制度の特徴〉

信用保証料を最大
10%引き下げ



〈保証承諾金額・構成比の推移〉

(単位：億円、カッコ内は構成比)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「SDGs普及促進保証」	51 (1.8%)	74 (2.1%)	121 (3.7%)	30 (0.8%)

【協調支援型特別保証制度】

本制度による融資とプロパー融資が協調して実行されること等を条件とし、国からの補助により信用保証料負担が抑えられる保証制度です。令和7年3月14日付で創設され、同制度の開始にあたっては、リーフレットを作成し当協会ウェブサイトに掲載することで、同制度の利用を促進しました。

〈保証承諾金額・構成比の推移〉

(単位：億円、カッコ内は構成比)

	令和6年度（※）	令和7年度
「協調支援型特別保証制度」	6	1,365 (36.0%)

※令和7年3月14日～令和7年3月31日保証承諾分



◆資金繰り支援

物価高騰の影響等により厳しい経営環境に置かれた中小企業者の資金繰り支援に取り組みました。

【経営あんしん資金（物価高騰特例）】

物価高騰または人件費の上昇の影響を受けており利益率が減少している中小企業者向けの保証制度（埼玉県制度融資）です。固定金利（通常の経営あんしん資金よりも低金利）での資金調達により、資金繰りを安定させることができます。令和7年4月1日に創設され、令和8年3月31日をもって取扱いを終了しました。

〈保証承諾金額・構成比の推移〉

(単位：億円、カッコ内は構成比)

	令和7年度
「経営あんしん資金（物価高騰特例）」	194 (5.1%)

◆「モニタリング強化型特別保証制度」の創設

【モニタリング強化型特別保証制度】

中小企業者が税理士・公認会計士等の専門家（認定経営革新等支援機関）と連携の上、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、金融機関および保証協会に経営状況等を報告することを条件とする制度です。国からの補助により信用保証料の負担を抑えることができます。令和8年3月16日付で創設され、同制度の開始にあたっては、認定経営革新等支援機関を対象とした制度説明会をWeb形式で開催し、同制度の利用を促進しました。

令和7年度の主な取組み

個々の事業者に寄り添った経営支援

令和7年度は、長引く物価高や人手不足等の影響により中小企業者を取り巻く経済環境は厳しい状況が続いていたことから、資金繰りが厳しいことが顕在化している中小企業者を中心に訪問・面談を実施しました。事業の継続に向けて、中小企業者との対話を通じた現況の把握、経営課題の整理・共有を行い、金融機関や外部専門家と連携しながら、適切な経営支援の提案と実施に取り組みました。

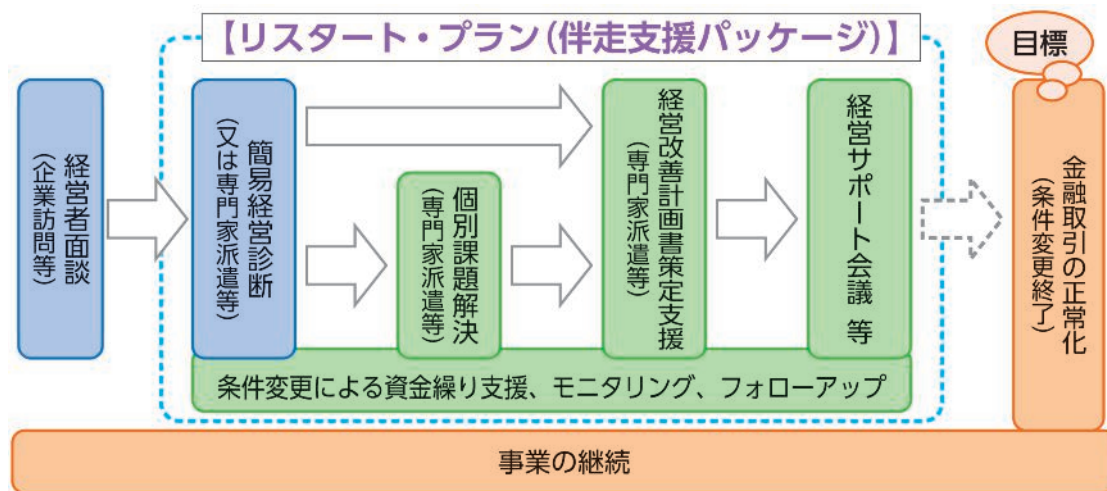
◆早期の経営改善に向けた支援

保証申込や事前相談を受けた際、資金繰りに懸念がある中小企業者に対して訪問・面談を実施しています。早い段階から中小企業者の実情を把握し、経営課題の解決に向けた支援に取り組んでいます。

◆新たな条件変更を行う中小企業者への伴走支援施策「リスタート・プラン」

新たに条件変更を行う中小企業者を支援するため、伴走支援施策「リスタート・プラン」を実施しています。簡易経営診断を活用して早期に経営課題を発見、整理するとともに、課題解決に向けた提案を行い、金融取引の正常化を目指して中小企業者に寄り添った支援を実施しています。

《「リスタート・プラン」実施イメージ》



◆各種経営支援策

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。派遣費用については、当協会の補助制度をご利用いただけます。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える課題の解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

当協会が事務局を務め会議を円滑に運営することで、課題の早期解決をサポートしています。

【経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助】

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組んでいる中小企業者に対して、平成25年11月から経営改善計画の策定に係る費用の一部を補助しています。

【返済正常化および事業再生の取組み】

借換保証等を活用した返済正常化支援、および求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組んでいます。

その他にも、埼玉県中小企業活性化協議会への職員派遣をはじめ、金融機関の再生支援部署や地域の関係機関との連携を深める等、返済正常化および事業再生に向けた体制の充実と強化を図っています。

令和7年度の主な取組み

〈経営支援の取組実績〉

【経営者面談（企業訪問等）】

（単位：企業）

	令和6年度	令和7年度
当協会から経営者面談を提案した企業	295	366
新規保証・事前相談	40	112
条件変更（初回申請）	89	106
条件変更（2回目以降の申請）	46	61
その他（過去に経営支援を実施した企業等）	120	87
事業者からの申し出	13	14
金融機関からの申し出	53	67
合計	361	447

【経営支援】

（単位：企業）

	令和6年度	令和7年度
専門家派遣	141	202
経営サポート会議	23	31
経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助	7	17
返済正常化	12	6
事業再生（求償権消滅保証）	1	2

相談窓口の設置（令和8年4月1日現在）

経営環境の急激な変化等により、資金繰りに影響を受ける中小企業者からのご相談を受けるため、各種相談窓口を設置しています。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口

各種サポートデスクの設置

「創業」「海外展開」「事業承継」に関するご相談を承る専用のサポートデスクを設置しています。

創業に関するご相談	創業サポートデスク	048-729-7911
海外展開に関するご相談	海外展開サポートデスク	048-729-7912
事業承継に関するご相談	事業承継サポートデスク	048-729-7913

「経営改善・資金繰り相談窓口（金融よろず相談）」の設置

当協会では、資金繰りや資金調達・経営上の相談窓口として「経営改善・資金繰り相談窓口（金融よろず相談）」を設置しています。専任の金融相談担当者が、中小企業者からのご相談を承ります。「経営改善・資金繰り相談窓口（金融よろず相談）」は日曜日にも開設（休日相談窓口）しています。（※休日相談窓口の開設日は当協会ウェブサイトをご確認ください）

【当協会 さいたま営業部・各支店】

開設日時：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9：00～17：20

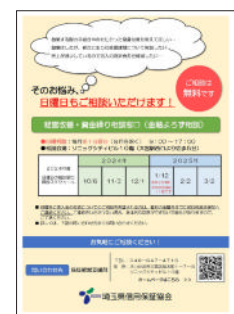
相談内容：経営・金融相談

【当協会 保証経営支援部】

開設日時：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）9：00～17：20

毎月第1日曜日（8月を除く）9：00～17：00（※）

相談内容：経営・金融相談



休日相談窓口
ご案内リーフレット

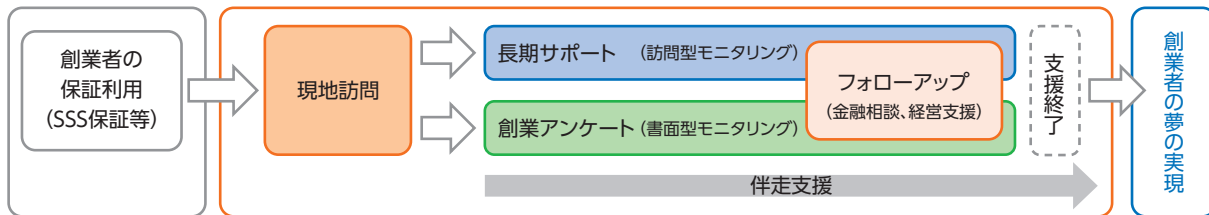
令和7年度の主な取組み

創業者伴走支援パッケージ（通称：「ブリッジ」）の実施

スタートアップ企業（創業者）の育成や、創業間もない時期からの支援体制の確立を目指し、創業者伴走支援パッケージ（通称：「ブリッジ」）を実施しています。

スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）を中心として、初めて当協会を利用した創業者については、当協会職員が原則として現地訪問を行い、継続的なモニタリングにより創業者に伴走することで、金融機関や支援機関と連携しながらフォローアップ（金融相談や経営支援）を実施しています。

《「ブリッジ」実施イメージ》



《「ブリッジ」実施状況の推移》

（単位：企業）

	令和6年度	令和7年度
現地訪問	387	276
長期サポート（訪問型モニタリング）	44	34
創業アンケート（書面型モニタリング）	1,320	1,621
フォローアップ（金融相談・経営支援）	33	30

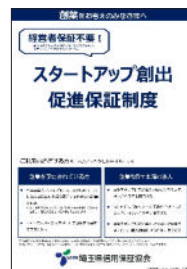
【スタートアップ創出促進保証制度（略称：SSS保証）】

スタートアップを含む起業・創業の促進につながるよう、経営者保証を不要とする創業時の新しい保証制度として、令和5年3月15日より取扱いを開始しました。令和7年度も同制度のリーフレットの配布・当協会ウェブサイトへの掲載を行うことで、同制度の利用を促進しました。

《保証承諾金額・構成比の推移》

（単位：億円、カッコ内は構成比）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
「スタートアップ創出促進保証制度」	5 (0.2%)	4 (0.1%)	7 (0.2%)



【創業者向け案内書「創業Navi」】

創業に向けての心構え、資金プランの立て方や資金計画の作成方法等を順序だててわかりやすく説明した創業者向け案内書「創業Navi」を作成し、当協会各部支店の窓口で配布しているほか、より多くの方にご活用いただけるよう当協会のウェブサイトにも掲載しています。



創業セミナーへの講師派遣

商工会議所や市町村等の主催で開催された創業セミナーに、当協会職員を講師として派遣しました。

今後も商工会議所や市町村等と連携し、創業を考えている、または創業間もない中小企業者の知識・ノウハウの向上支援に取り組んでまいります。

【令和7年度 講師派遣実績】

●第33期 開業ゼミナール	（講師派遣日：令和7年6月19日	主催：所沢商工会議所、所沢市）
●先輩経営者から学ぶ創業セミナー	（講師派遣日：令和7年9月18日	主催：埼玉りそな銀行 北浦和支店）
●第11回 開業Cafe	（講師派遣日：令和7年9月20日	主催：所沢商工会議所、所沢市）
●ちびぶ創業塾	（講師派遣日：令和7年10月1日	主催：秩父商工会議所）
●第22期さいたま創業塾	（講師派遣日：令和7年11月8日	主催：さいたま商工会議所）
●第34期 開業ゼミナール	（講師派遣日：令和7年11月8日	主催：所沢商工会議所、所沢市）
●令和7年度朝霞市起業家育成支援セミナー	（講師派遣日：令和7年12月5日	主催：朝霞市）
●第8弾創業セミナー	（講師派遣日：令和8年1月20日	主催：川口商工会議所）
●先輩経営者から学ぶ創業セミナー	（講師派遣日：令和8年2月19日	主催：埼玉りそな銀行 北浦和支店）

令和7年度の主な取組み

関係機関との連携

当協会は中小企業者の経営課題を解決するため、「地域のハブ機関」として関係機関と連携した支援を実施しています。

◆埼玉県中小企業活性化協議会との事前相談の実施

中小企業者へより効果的な経営改善支援を行うため埼玉県中小企業活性化協議会と事前相談を実施しています。事前相談においては、当協会から埼玉県中小企業活性化協議会に対象企業の現状や経営課題を説明し、課題解決に向けた今後の支援方針について意見交換を行っています。

	令和6年度	令和7年度
事前相談数	40企業	81企業

◆「令和7年 金融機関表彰 感謝状贈呈式」の実施

令和7年7月2日にパレスホテル大宮にて、令和6年度の保証利用実績に基づく金融機関表彰の感謝状贈呈式を行いました。この感謝状贈呈式は、中小企業者のライフステージに応じた金融支援ならびに経営支援にご協力いただいた金融機関の皆さまに感謝の意を表すもので、12金融機関33営業店86名に感謝状を贈呈しました。



◆金融機関の若年層行職員との勉強会の実施

令和7年10月、金融機関との連携強化の取組みの一環として、金融機関の若年層行職員に向けた保証業務についての勉強会を開催しました。本勉強会では、金融機関の若年層行職員に保証業務の知識を深めていただいたほか、同世代の参加者が所属機関の垣根を超えて互いの業務を理解し意見交換を行うことで、参加者の中小企業支援におけるスキルやモチベーションの向上を図りました。

勉強会は当協会の部支店の管轄エリアごとに実施し、全エリアで合計144名（金融機関120名、当協会24名）が参加しました。

金融機関と保証協会が一体となって中小企業者を支援していく意識を高める良い機会となりました。



◆商工会議所・商工会（商工団体）との意見交換会の実施

令和7年7月、埼玉県内の商工会議所および商工会（以下、「商工団体」）との意見交換会を開催しました。本意見交換会は、当協会の部支店の担当エリアごとに全7回開催し、計57の商工団体（埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会を含む）の経営指導員にご参加いただき、県内中小企業者に対する連携した支援策の検討を行いました。

令和7年度の主な取組み

◆「埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援ファンド」を通じた支援

「埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援ファンド」への出資を通じて中小企業者への支援を行っています。本ファンドは、「新産業の創出や地域経済の活性化に資する企業に資金を投じる」を投資理念とし、埼玉県ならびに地域金融機関等が連携して創業・第二創業、事業承継を支援することで、県内産業の持続的な発展や新たな産業・イノベーションの創出を目指すものです。

◆地域連携協定の締結

各地域の中小企業者の持続的成長支援および地域活性化を目的として、市町村・商工団体等と連携協定を締結しました。

なお、連携後の施策として、地域の支援を受け創業する（創業している）事業者が、各市の市町村創業関連保証制度を利用する場合、「信用保証料率を0.1%割引」する取組みを実施しています。（※詳細は当協会および各市のウェブサイトをご覧ください）

【目的】

市内の中小企業者の持続的成長支援のために連携して支援を実施し、もって地域の活性化を図ること

【連携事項】 ※詳細は各市により異なります。

1. 中小企業者セミナー等に関すること
2. 中小企業者に対する金融支援に関すること
3. 中小企業者に対する経営支援に関すること
4. 専門家、関連支援機関等の紹介に関すること
5. 地域の活性化に関すること
6. その他連携事業により支援する中小企業者の経営課題の解決に関すること

【締結済の協定】 ※令和8年4月現在

〈令和6年度締結〉

- 朝霞市3者連携協定（朝霞市・朝霞市商工会・埼玉県信用保証協会）

〈令和7年度締結〉

- さいたま市4者連携協定（さいたま市・さいたま商工会議所・さいたま市産業創造財団・埼玉県信用保証協会）
- 所沢市3者連携協定（所沢市・所沢商工会議所・埼玉県信用保証協会）
- 川越市3者連携協定（川越市・川越商工会議所・埼玉県信用保証協会）
- 加須市3者連携協定（加須市・加須市商工会・埼玉県信用保証協会）
- 越谷市3者連携協定（越谷市・越谷商工会議所・埼玉県信用保証協会）

令和7年度は、連携協定に基づき各市町村・商工団体等との連携会議を実施したほか、連携協定についての共同リーフレットと共同広告を作成し各市内の中小企業者へ周知を行いました。



令和7年度の主な取組み

「彩の国中小企業支援ネットワーク」による関係機関との連携

本ネットワークは、関係機関の連携強化と協調体制を構築することで、中小企業者の経営改善や再生支援を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、当協会が事務局となり、平成24年9月に発足しました。

彩の国中小企業支援ネットワーク

〈事務局〉
埼玉県信用保証協会

ネットワーク会議（全体会議）

- ・ 関東財務局
- ・ 関東経済産業局
- ・ 自治体
- ・ 経営支援機関
- ・ 外部専門家

地域の再生事例、経営改善や創業に関するノウハウ、スキルを共有し、地域全体の中小企業者支援に関する目線合わせを目的として定期的に開催

金融分科会

- ・ 地域金融機関
- ・ 政府系金融機関

ネットワークの構成メンバーの中から個別テーマを共有する関係機関が集い、テーマに係る情報交換や協議・検討を行うため定期的に開催

（平成27年5月設置）

経営サポート会議

- ・ 中小企業者
- ・ 取引金融機関

中小企業者が抱える課題の解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議

情報共有

〈構成メンバー〉（全28機関）※順不同

関東財務局／関東経済産業局／埼玉県／さいたま市（産業創造財団を含む）／埼玉県中小企業活性化協議会／地域経済活性化支援機構／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／埼玉縣信用金庫／川口信用金庫／飯能信用金庫／青木信用金庫／熊谷商工信用組合／埼玉信用組合／埼玉県医師信用組合／埼玉県産業振興公社／埼玉県商工会議所連合会／埼玉県商工会連合会／埼玉県中小企業団体中央会／関東信越税理士会埼玉県支部連合会／日本公認会計士協会埼玉会／埼玉県中小企業診断協会／埼玉弁護士会／さいたま商工会議所／埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター／埼玉県信用保証協会

【令和7年度開催実績】

- 第12回 金融分科会

開催日：令和7年7月16日



第12回 金融分科会

- 第22回 彩の国中小企業支援ネットワーク会議

開催日：令和7年11月20日



第22回 彩の国中小企業ネットワーク会議

令和7年度の主な取組み

広報活動

◆協会ウェブサイト

中小企業者や関係機関への情報発信と事務の効率化を図るため、ウェブサイトを開設しています。

当協会の概要や保証制度等をご案内するページの他、金融機関にご利用いただける書式ダウンロードページを設け、利便性の向上に努めています。

令和7年度は「関係機関からのお知らせページ」を新設し、中小企業者に有益なセミナー情報等を発信しました。

また、中小企業者の皆さまが当協会の創業支援や経営支援を安心してご利用いただけるように、経営支援等をご利用いただいたお客さまの声をご紹介するページを設けています。令和7年度は、「創業支援を利用されたお客さまの声」・「経営支援を利用されたお客さまの声」のページに新たに支援事例動画を追加し、当協会の創業支援・経営支援をご利用いただいたお客さまからお伺いした「当協会の支援を利用した経緯」や「実際に支援を利用してみた感想」等について紹介しています。

今後もウェブサイトのさらなる充実を図ることで、有益な情報を分かり易く・迅速にお伝えできるよう努めてまいります。



トップページ



「創業支援を利用されたお客さまの声」



「経営支援を利用されたお客さまの声」



「ご利用企業紹介（がんばる企業応援ページ）」

令和7年度の主な取組み

◆各種広報物の発行

当協会を初めて利用される中小企業者に向けたパンフレット「業務のご案内」や、当協会の経営支援について説明したパンフレット「経営支援のご案内」・「経営支援事例集」など、目的や用途に合わせた広報物を発行し、当協会や関係機関の窓口で配布しています。



◆ノベルティグッズの作製

当協会では、協会をより身近に感じていただくためにノベルティグッズを作製しています。

令和7年度は当協会の保証利用企業と共同開発した「オリジナルブレンドコーヒー」を作製しました。当協会の基本理念や事業内容のイメージをもとに、保証利用企業と当協会が共同開発したオリジナルブレンドとなっています。

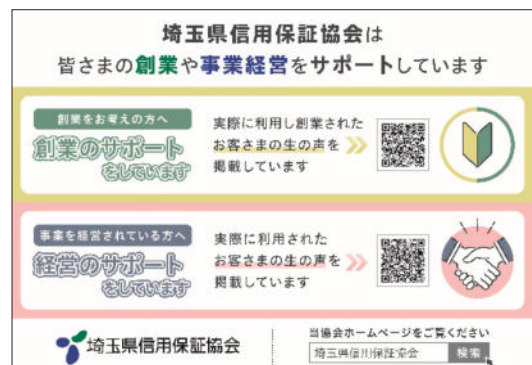
また、FSC（森林管理協議会）が認定する「FSC 認証材」を使用した「ハードカバーメモ」、国産の間伐材を使用した「杉サークルコースター」も継続して配布しました。



「オリジナルブレンドコーヒー」

◆関係機関広報誌を活用した広報

当協会が行っている経営支援策等を中小企業者の皆さまに幅広く知っていただくため、埼玉県産業振興公社、さいたま・川口・川越の商工会議所の広報誌に広告を掲載しています。



令和7年度の主な取組み

◆動画を活用した広報の実施

当協会の事業内容等についてより多くの方にお伝えするため、動画を活用した広報を実施しています。令和7年度は、当協会の経営支援の取組みをより多くの中小企業者の皆さまに知っていただくため、当協会の創業支援・経営支援をご利用いただいたお客さまのインタビュー動画を制作しました。また、就職活動を行う学生に「当協会の雰囲気」や「当協会の価値観」を伝えるための動画も制作しました。



CUSTOMER'S VOICE
創業支援を利用されたお客さまの声



Mission & Value（企業紹介）

◆動画広告（アニメCM）

当協会の支援内容をより多くの中小企業者の皆さまにお伝えするため、動画広告（アニメCM）を放映・配信しています。本動画広告は、当協会の4つの支援（金融支援・創業支援・経営支援・事業承継支援）を紹介する内容となっており、アニメーション形式を採用することで当協会を身近な親しみやすい存在としてPRしています。

【動画広告放映・配信スケジュール】

- テレビ埼玉「埼玉ビジネスウォッチ」番組内、「ウォッチインフォメーション」コーナーでの紹介
毎週土曜 21：30～22：00（再放送：日曜 12：00～12：30）※当協会の紹介は隔週
- 埼玉りそな銀行 全店舗内デジタルサイネージ
- 飯能信用金庫 全店舗内デジタルサイネージ
- 埼玉県信用金庫 全店舗内デジタルサイネージ
- さいたま新都心駅前大型映像装置
（JRさいたま新都心駅 改札口正面）
- アイ大宮東ビジョン（JR大宮駅東口）
令和7年7月1日～令和7年7月31日



動画広告（アニメCM）

◆イメージキャラクターの制作

当協会の職員11名で結成されたプロジェクトチームで意見を出し合い、イメージキャラクター「ハピたま」を制作しました。キャラクターを活用して当協会の広報物の充実化を図ることにより、中小企業者の皆さまへ当協会の支援に関する情報をわかりやすくお届けすることを目指し、キャラクターを制作したものです。

「ハピたま」は「世界一しあわせな動物」と称される「クオッカ」をモチーフとしてデザインしており、当協会の支援により「中小企業者の皆さまを笑顔にしたい」という思いと、「ハピたま」の笑顔を通じて「当協会に親しみを持っていただきたい」という思いが込められています。



埼玉県信用保証協会
イメージキャラクター
ハピたま

令和7年度の主な取組み

◆マスメディアを活用した広告

当協会の概要や経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、ラジオCM放送やテレビでの広告放映を行っています。また、新聞への広告掲載も行っています。

【令和7年度の広報実績】

- FM NACK5（ラジオCM放送）
毎週金曜日 12：59
- テレビ埼玉「2025高校野球中継応援スーパー」（広告放映）
放映日 令和7年7月27日 決勝試合
- テレビ埼玉「シブサワ解体深書～新紙幣発行1周年＆渋沢栄一生誕185周年記念～」番組内広告
放映日 令和7年12月7日
- 埼玉新聞「祝・「第75回全国植樹祭」開催記念特集」（広告掲載）
掲載日 令和7年5月23日
- 埼玉新聞「埼玉県民の日特集2025」（広告掲載）
掲載日 令和7年11月14日
- 埼玉新聞「新春インタビュー2026ー埼玉この人に聞くー」（会長インタビュー記事掲載）
掲載日 令和8年1月7日
- 埼玉新聞「3.11東日本大震災から15年 埼玉防災特集」（広告掲載）
掲載日 令和8年3月11日



◆ビジネスフェアへの出展

当協会を中小企業者に幅広く知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアに出展し、来場された方へ当協会の概要や各種支援施策についてご案内しました。

【令和7年度出展実績】

- さいしんビジネスフェア 2025
開催日：（オンライン展示）令和7年5月7日～6月30日
（リアル展示） 令和7年6月11日
会 場：さいたまスーパーアリーナ
- 第22回あおしんビジネス支援マッチング大会
開催日：令和7年10月15日
会 場：ホテルエミシア東京立川（東京都立川市）
- 第20回東和新生会ビジネス交流会
開催日：令和7年11月5日
会 場：日本トーターグリーンドーム前橋
- 令和7年度彩の国ビジネスアリーナ
開催日：（オンライン展示）令和7年11月13日～27日
（リアル展示） 令和7年11月18日～19日
会 場：さいたまスーパーアリーナ



さいしんビジネスフェア 2025
出展ブース

令和7年度の主な取組み

信用保証業務の電子化

当協会では、業務を効率化し中小企業者に対する資金供給をより迅速なものとするため、信用保証業務の電子化を進めています。

【信用保証申込の電子受付】

「信用保証協会電子受付システム」の活用により23金融機関で信用保証申込の電子受付の運用を実施しています。本システムを活用することで、金融機関からの保証申込に係る各種データの受領が可能となり、信用保証申込手続きの効率化を図ることができました。

(カッコ内は構成比)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱金融機関	2金融機関	13金融機関	23金融機関
電子受付件数	75件 (0.3%)	908件 (3.7%)	6,596件 (25.1%)

【信用保証書の電子交付】

信用保証書を書面に代えて電子での交付とすることで、保証付融資の実行までのリードタイム短縮や、金融機関における信用保証書の保管コスト削減（物理的管理スペースの削減、紛失リスクの減少）を図ることができました。

(カッコ内は構成比)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取扱金融機関	24金融機関	27金融機関	30金融機関
電子交付件数	19,381件 (88.7%)	19,347件 (89.6%)	22,330件 (94.9%)

【ペーパーレス化の促進】

企業ファイルの電子化が全部署で完了したほか、モバイルPCを使用して外出先でも資料が参照できる仕組みについて全部署で運用を開始しました。また、ファイル共有サービスの利用開始により、8金融機関からの決算書（確定申告書）について電子データでの受領を実施しています。ペーパーレス化の促進により業務効率化とコスト削減を図ることができました。

〈決算書（確定申告書）の受領の電子化〉

(カッコ内は構成比)

	令和6年度（※）	令和7年度
取扱金融機関	4金融機関	8金融機関
決算書（確定申告書）電子受領件数	5,340件 (22.9%)	19,584件 (30.8%)

※令和6年11月以降

【業務効率化】

全職員へモバイルPCを支給することにより、会議のウェブ化や部署間連絡におけるチャット機能の利用が進み、デジタルツールの活用による業務効率化を図ることができました。

令和7年度の主な取組み

危機管理の徹底

◆反社会的勢力の排除や不正利用の防止への取組み

当協会では、信用保証委託契約書に反社会的勢力の排除条項を盛り込み、申込人または連帯保証人が反社会的勢力およびその共生者に該当する場合は、信用保証の対象外としています。平成26年8月には、反社会的勢力に対する統一的な対応方法を明確化したマニュアルを作成し、反社会的勢力との関係を遮断するため、定期的に内部研修を実施する等、役職員一丸となって取り組んでいます。

また、第三者が介在する申込みや、申込内容と実態が異なる場合は一切保証しないことを当協会ウェブサイトにも明記する等、信用保証の不正利用防止にも努めています。

◆事業継続計画（BCP）の策定

当協会では、災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。BCPでは、災害等緊急事態発生時の対策基準、連絡態勢や出勤態勢等について定めるとともに、定期的に訓練を実施し、緊急時に備えています。令和7年度は、災害時に電話が不通となる事態を想定しチャット機能を用いた情報伝達を主体としたBCP訓練を実施しました。

◆『AED（自動体外式除細動器）』の設置および救命講習の実施

CSR（企業の社会的責任）活動の一環として、本店および全支店にAEDを設置しています。また、定期的にAEDを用いた一次救命処置や止血法等に関する講習を実施し、来訪者、地域住民、職員らの不測の事態に対応できるよう備えています。

働きやすい職場環境づくりと計画的な人材育成

◆仕事と家庭の両立支援

育児休業や育児短時間勤務等の各種制度により、全ての職員が仕事と育児を両立できる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

当協会は、平成29年12月1日に埼玉県「多様な働き方実践企業制度」において最上位の「プラチナ区分」に認定されました。

育児休業の取得も奨励しており、令和7年度は14名の職員（男性職員3名、女性職員11名）が育児休業を取得しました。今後もいきいきと働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。



◆職員の計画的な育成方針についての明文化

職員の計画的な育成方針について明文化し、スキルチェックシートを用いて必要な業務習得状況を可視化するほか、ジョブローテーションの基本方針に基づく人員配置により、中長期的な人材育成を実施しています。

◆職員の自己啓発意欲の促進

社員教育クラウドサービスを導入し、職員の学習環境の多様化を図りました。また、資格取得奨励制度を改正し、職員の自己啓発意欲を促進しました。

令和7年度の主な取組み

社会貢献活動への取組み

当協会は、地域の公的機関として社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

◆大学での特別講義を開催

中小企業支援機関が果たす役割への理解等を通じ、地域経済を担う人材の育成に寄与することを目的として大学での特別講義を開催しています。

令和7年5月7日および5月14日、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行との共催により、埼玉大学経済学部（中川忍教授ゼミ他）にて特別講義を開催しました。また、令和7年6月25日、獨協大学経済学部の「2025年度総合講座」にて全学部2年生以上約90名（主に経済学部2年生以上）に対し特別講義を開催しました。

参加した学生からは「中小企業を支える仕組みについて理解できた」、「中小企業者支援として経営支援が行われていることは初めて知ったが素晴らしい取組みだと感じた」、「生まれ育った埼玉の中小企業を支えられる仕事に興味を持った」等の感想をいただきました。



埼玉大学講義の様子
(講師：埼玉県信用保証協会 企画課)



獨協大学講義の様子
(講師：埼玉県信用保証協会 企画課)

◆中学生向けキャリア教育副教材への寄稿

地域貢献活動の一環として、埼玉県のおしごと紹介冊子『発見たんけん 埼玉県10年先のジョブノート（2025年度版）』（株式会社地域新聞社 発行）に掲載企業として参加しました。

『発見たんけん 埼玉県10年先のジョブノート』は、地元産業と身近な企業を紹介し、子どもたちに働く意義や喜びを学んでもらうためのキャリア教育副教材です。埼玉県の未来を担う子どもたちに早い段階から自身のキャリアについて考えてもらい、子どもたちと地域の企業をつなげることを目指し、県内の公立中学2年生に向けて順次無償配布されました。

当協会の紹介ページでは、事業の概要や、創業支援・経営支援業務について、若手職員へのインタビュー等を紹介しました。

◆『彩の国BCPサポーター』への登録

当協会の経営支援部門に属する職員が中心となり、埼玉県が主催する「彩の国BCPサポーター」に登録しました。当該職員が経営支援に係る事業者訪問時にBCP作成に係るリーフレットを配布することで、普及・啓発活動を行っています。

（「彩の国BCPサポーター制度」とは、県内中小企業者の事業継続力強化を支援するためBCP策定の普及・啓発を支援する取組みです。）



令和7年度の主な取組み

SDGsに関する取組み

◆「埼玉県SDGsパートナー」への登録

当協会は、埼玉県が主催する「埼玉県SDGsパートナー」に登録し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、以下の取組みを行っています。「埼玉県SDGsパートナー」とは、自らSDGsに取組み、その実施内容を公表する県内企業・団体等を埼玉県が登録する制度です。

以下の項目に限らず、地域の公的機関として持続可能な社会の実現に向けた取組みを積極的に行ってまいります。



	SDGs達成に向けた重点的な取組み	指標
環境	CO ₂ 削減に向け、2020年度の数値を基準として電力使用量の削減を図る。 〈2025年度の数値〉 219,829KWH 2020年度比で▲13.3%	〈2030年に向けた指標〉 2020年度比で▲20% 〈取組開始3年後に向けた指標〉 2020年度比で▲15%
社会	フードドライブ運動を実施する。 〈2025年度の数値〉 年2回 延べ151人	〈2030年に向けた指標〉 年2回 延べ150人以上 〈取組開始3年後に向けた指標〉 年2回 延べ150人以上
経済	多様な働き方を推進し、女性役席者比率向上を図る。 〈2025年度の数値〉 31.3%	〈2030年に向けた指標〉 30%以上 〈取組開始3年後に向けた指標〉 27%以上

◆サステナビリティボンドへの投資を実施

サステナビリティボンド債への投資を実施しました。（サステナビリティボンドとは、調達資金の全額が環境問題の解決を目指すグリーンプロジェクト、社会問題の解決を目指すソーシャルプロジェクトの双方に充てられる債券です。）

名称	第83回国際協力機構債券
年限	3年
発行額	150億円
発行日	令和7年8月20日
名称	埼玉県第1回公募公債（サステナビリティボンド・5年）
年限	5年
発行額	150億円
発行日	令和7年8月29日

◆フードドライブ運動へ参加

令和7年7月と令和8年1月にフードドライブ運動を実施しました。151名の役職員が持参した465品の食料品と文房具を特定非営利活動法人フードバンク埼玉に寄付しました。寄付した食料品等は、同法人を通じて福祉施設等に届けられました。

令和7年度事業報告

業務実績

【主要業務数値】

(単位：件、百万円、%)

項 目	件 数	金 額		計画値 (金額)	
			対前期比		計画達成率
保 証 承 諾	23,537	378,945	115.5	340,000	111.5
保 証 債 務 残 高	111,891	1,190,853	98.6	1,098,816	108.4
代 位 弁 済	1,593	16,743	94.4	24,000	69.8
実 際 回 収	212	3,195	96.2	3,100	103.1

【保証承諾】

対前期比115.5%、対計画比111.5%の保証承諾となりました。令和7年3月から取扱いが始まった「協調支援型特別保証制度」が多数利用されたことが要因となり、前期実績、事業計画値をともに上回りました。

【保証債務残高】

新型コロナウイルス感染症対応資金をはじめとした償還がいまだ大きく、保証債務残高は減少（対前期比98.6%）となりましたが、保証承諾の増加、代位弁済の減少により減少額は当初想定を下回り、事業計画値は上回りました（計画比108.4%）。

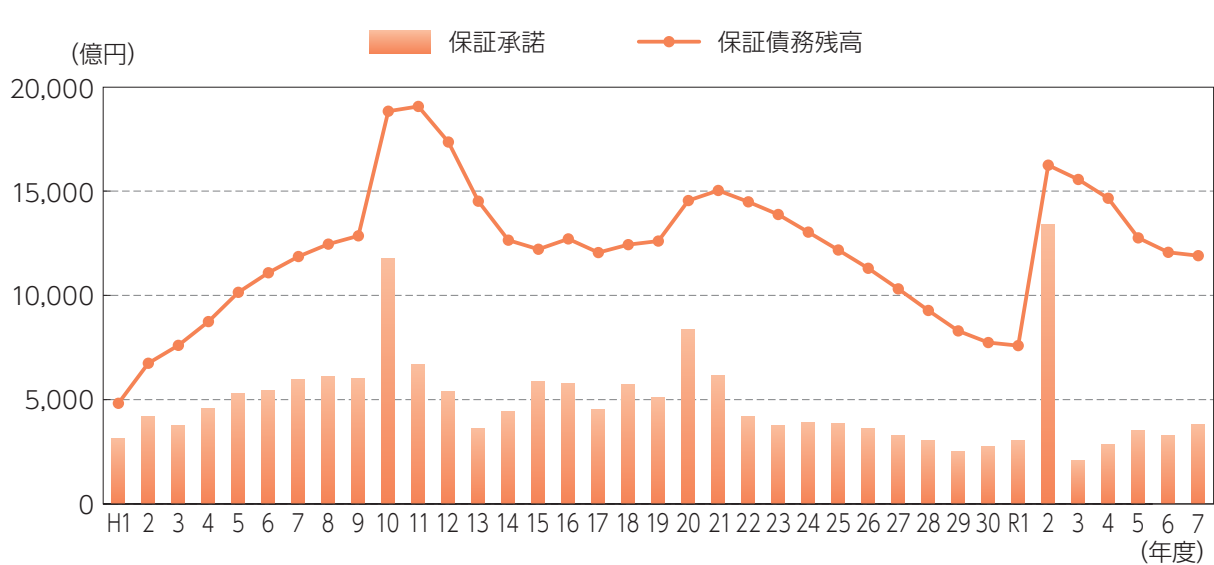
【代位弁済】

1,593件、16,743百万円（対前期比94.4%、対計画比69.8%）となり、前期実績、事業計画値をともに下回りました。

【実際回収】

3,195百万円（対前期比96.2%、対計画比103.1%）となり、前期実績を下回ったものの事業計画値を上回りました。

保証承諾金額および保証債務残高の推移



令和7年度事業報告

収支計算書

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (単位：千円)

科目	金額
経常収入	14,345,974
保証料	11,581,154
運用資産収入	919,456
責任共有負担金	1,714,684
その他	130,680
経常支出	8,927,931
業務費	2,697,434
信用保険料	5,286,018
責任共有負担金納付金	741,728
その他	202,751
経常収支差額	5,418,042
経常外収入	24,635,682
償却求償権回収金	228,129
責任準備金戻入	8,365,884
求償権償却準備金戻入	1,568,605
求償権補てん金戻入	14,473,064
その他	0
経常外支出	25,791,725
求償権償却	15,906,034
責任準備金繰入	8,363,057
求償権償却準備金繰入	1,484,710
その他	37,924
経常外収支差額	△1,156,043
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	4,261,999
収支差額変動準備金繰入額	2,130,000
基本財産繰入額	2,131,999

保証料
受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

責任準備金
景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権補てん金
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と県・市町村等から受領した損失補償金からなっています。

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

求償権償却準備金
協会資産の健全性を保つ観点から、求償権に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金、損失補償金相当額を計上しています。

収支差額変動準備金取崩額
経常収支差額と経常外収支差額の合計額が負となった場合であって、さらに制度改革促進基金取崩額を加えた額がなお負となる場合、収支差額変動準備金をもって収支の差額の欠損を補てんすることになっています。

(単位：千円)

経常外収支	
償却求償権回収金	228,129
責任準備金	
戻入	8,365,884
繰入	△8,363,057
(当期純戻入額)	(2,827)
求償権償却準備金	
戻入	1,568,605
繰入	△1,484,710
(当期純戻入額)	(83,895)
求償権償却	
求償権償却	△15,906,034
求償権補てん金戻入	14,473,064
(当期自己償却額)	(△1,432,970)
その他	△37,924
経常外収支差額	△1,156,043

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した収支決算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると左表のようになります。

貸借対照表

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和8年3月31日現在

(単位：千円)

預け金
代位弁済の支払準備資産等として、各金融機関へ預託しています。

有価証券
地方債や社債等を保有し、運用しています。

求償権
経理上の求償権とは、一般求償権残高から保険金および県・市町村等の損失補償金相当分を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度に帰属する部分を計上しています。

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
現金	407	基本財産	93,887,380
● 預け金	61,695,823	(内訳) 基金	33,007,839
(内訳) 当座預金	126,343	基金準備金	60,879,542
普通預金	11,042,058	制度改革促進基金	0
定期預金	50,500,000	収支差額変動準備金	34,980,552
郵便貯金	27,421	責任準備金	8,363,057
● 有価証券	99,539,787	求償権償却準備金	1,484,710
(内訳) 国債	0	退職給与引当金	963,871
地方債	38,796,527	損失補償金	0
社債	60,704,201	保証債務	1,190,853,275
株式	18,000	求償権補てん金	0
ファンド出資	21,059	借入金	0
動産・不動産	260,627	雑勘定	30,005,155
(内訳) 事業用不動産	15,906	(内訳) 仮受金	241,236
事業用動産	244,722	保険納付金	176,685
保証債務見返	1,190,853,275	損失補償納付金	111,018
● 求償権	5,465,230	未経過保証料	29,457,091
雑勘定	2,722,850	未払保険料	5,382
(内訳) 仮払金	27,072	未払費用	13,743
厚生基金	152,486		
連合会勘定	6,398		
未収利息	148,554		
未経過保険料	2,388,339		
合計	1,360,538,000	合計	1,360,538,000

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】から構成されています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。経理上は保証料の前受金にあたります。

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	61,696,230	責任準備金	8,363,057
有価証券	99,539,787	退職給与引当金	963,871
動産・不動産	260,627	借入金	0
求償権	5,465,230	雑勘定	30,005,155
求償権償却準備金	△1,484,710	負債合計	39,332,082
雑勘定	2,722,850	【正味財産】	
		基本財産	93,887,380
		収支差額変動準備金	34,980,552
		正味財産合計	128,867,933
合計	168,200,015	負債および正味財産合計	168,200,015

※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）1,190,853,275千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等へ書き換えると次表のようになります。

令和7年度事業報告

基本財産

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

基本財産は、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、保証債務の最高限度の算定基礎となっています。

このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受けできる保証債務の最高限度は、定款により基本財産の60倍（定款倍率といいます）と定められています。令和7年度末の基本財産は939億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度は、5兆6,332億円となります。

※令和7年度末の保証債務残高1兆1,909億円の実際倍率は12.7倍（定款倍率に対する消化率21.1%）

【基本財産の推移】

（単位：百万円）

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
令和3年度	83,028	32,691	50,337
令和4年度	86,040	32,751	53,290
令和5年度	89,034	32,816	56,218
令和6年度	91,687	32,939	58,748
令和7年度	93,887	33,008	60,880

経営計画の評価

経営の透明性向上のため、毎年度の経営計画に基づく業務実績について自己評価を行うとともに、弁護士、公認会計士など評価に必要な学識を有する第三者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けています。

令和8年7月1日に開催した外部評価委員会において、令和7年度の取組みに関し、外部評価委員から意見をいただきました。



令和7年度統計資料

(数値の単位未満は四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。)

部署別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	7,158	117,560	117.4	33.5	7,180	113,399	96.5	34.6	8,172	134,804	118.9	35.6
熊谷支店	3,708	57,945	136.5	16.5	3,894	55,362	95.5	16.9	4,047	62,723	113.3	16.6
川越支店	6,758	105,334	123.0	30.0	6,416	93,769	89.0	28.6	6,744	103,392	110.3	27.3
春日部支店	4,226	69,951	127.4	19.9	4,113	65,680	93.9	20.0	4,574	78,026	118.8	20.6
合 計	21,850	350,791	123.9	100.0	21,603	328,210	93.6	100.0	23,537	378,945	115.5	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	38,167	425,367	83.5	33.3	37,633	403,068	94.8	33.4	38,181	404,243	100.3	33.9
熊谷支店	19,927	224,033	93.8	17.5	19,651	209,926	93.7	17.4	19,497	204,697	97.5	17.2
川越支店	29,907	339,640	89.2	26.6	30,191	327,955	96.6	27.2	30,670	324,100	98.8	27.2
春日部支店	24,451	287,985	85.2	22.6	23,750	266,710	92.6	22.1	23,543	257,813	96.7	21.6
合 計	112,452	1,277,025	87.1	100.0	111,225	1,207,660	94.6	100.0	111,891	1,190,853	98.6	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	643	7,441	137.0	37.7	585	6,265	84.2	35.3	539	5,369	85.7	32.1
熊谷支店	262	2,433	121.9	12.3	297	2,853	117.3	16.1	255	2,604	91.3	15.6
川越支店	560	5,177	157.5	26.3	416	3,815	73.7	21.5	452	4,816	126.2	28.8
春日部支店	397	4,661	130.7	23.6	388	4,811	103.2	27.1	347	3,954	82.2	23.6
合 計	1,862	19,713	138.0	100.0	1,686	17,744	90.0	100.0	1,593	16,743	94.4	100.0

■実際求償権回収（元損）

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
全 体	264	3,113	97.4	100.0	221	3,321	106.7	100.0	212	3,195	96.2	100.0
うちサービサー	40	539	80.1	17.3	41	551	102.1	16.6	—	—	—	—

令和7年度統計資料

金融機関群別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	2,962	61,088	100.9	17.4	2,711	55,665	91.1	17.0	2,788	61,646	110.7	16.3
地方銀行	3,778	78,474	136.9	22.4	3,912	77,007	98.1	23.5	4,559	96,563	125.4	25.5
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	1,698	26,577	105.4	7.6	1,627	22,512	84.7	6.9	1,779	27,452	121.9	7.2
信用金庫	12,730	176,320	130.0	50.3	12,755	166,824	94.6	50.8	13,700	186,461	111.8	49.2
信用組合	663	8,100	196.6	2.3	585	5,972	73.7	1.8	701	6,571	110.0	1.7
政府系金融機関	19	233	83.5	0.1	12	219	94.3	0.1	10	252	114.8	0.1
そ の 他	0	0	0.0	0.0	1	10	<	0.0	0	0	>	0.0
合 計	21,850	350,791	123.9	100.0	21,603	328,210	93.6	100.0	23,537	378,945	115.5	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	17,551	250,629	80.2	19.6	16,739	234,731	93.7	19.4	16,222	224,451	95.6	18.8
地方銀行	21,144	311,215	86.2	24.4	20,555	291,289	93.6	24.1	20,870	291,739	100.2	24.5
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	9,989	101,821	84.7	8.0	9,351	90,971	89.3	7.5	8,926	87,002	95.6	7.3
信用金庫	60,635	588,832	91.1	46.1	61,479	567,481	96.4	47.0	62,677	564,893	99.5	47.4
信用組合	3,046	23,587	91.5	1.8	3,017	22,247	94.3	1.8	3,117	21,990	98.8	1.8
政府系金融機関	87	940	83.5	0.1	83	933	99.2	0.1	78	773	82.9	0.1
そ の 他	0	0	0.0	0.0	1	9	<	0.0	1	5	59.4	0.0
合 計	112,452	1,277,025	87.1	100.0	111,225	1,207,660	94.6	100.0	111,891	1,190,853	98.6	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	389	4,997	143.6	25.3	300	3,820	76.4	21.5	242	3,130	81.9	18.7
地方銀行	352	4,564	123.6	23.2	328	3,899	85.4	22.0	352	4,505	115.5	26.9
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	180	1,754	135.6	8.9	203	1,810	103.2	10.2	185	1,526	84.3	9.1
信用金庫	894	8,108	151.3	41.1	789	7,707	95.1	43.4	760	7,189	93.3	42.9
信用組合	45	288	62.9	1.5	64	500	173.3	2.8	53	394	78.9	2.4
政府系金融機関	2	2	<	0.0	2	8	415.9	0.0	1	0	2.4	0.0
そ の 他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計	1,862	19,713	138.0	100.0	1,686	17,744	90.0	100.0	1,593	16,743	94.4	100.0

業種別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	3,545	64,083	127.0	18.3	3,293	54,613	85.2	16.6	3,410	63,545	116.4	16.8
農林漁業	6	32	22.9	0.0	19	233	728.4	0.1	17	277	118.8	0.1
鉱業	1	10	<	0.0	5	200	2,000.0	0.1	5	209	104.5	0.1
建設業	7,740	114,942	127.1	32.8	7,880	114,361	99.5	34.8	8,502	125,563	109.8	33.1
卸売業	2,033	44,648	114.6	12.7	1,942	39,292	88.0	12.0	2,089	45,434	115.6	12.0
小売業	2,256	36,441	119.7	10.4	2,199	33,815	92.8	10.3	2,333	37,082	109.7	9.8
飲食店	720	6,781	143.4	1.9	713	6,035	89.0	1.8	788	7,284	120.7	1.9
運送倉庫業	1,019	22,440	123.1	6.4	946	18,284	81.5	5.6	1,129	24,292	132.9	6.4
サービス業	3,666	47,236	135.3	13.5	3,656	44,348	93.9	13.5	4,107	53,782	121.3	14.2
不動産業	776	13,211	94.4	3.8	849	16,011	121.2	4.9	1,041	20,270	126.6	5.3
その他の産業	88	967	116.2	0.3	101	1,019	105.4	0.3	116	1,208	118.6	0.3
合計	21,850	350,791	123.9	100.0	21,603	328,210	93.6	100.0	23,537	378,945	115.5	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	20,380	261,475	82.7	20.5	19,555	241,174	92.2	20.0	19,051	229,970	95.4	19.3
農林漁業	62	817	90.5	0.1	67	780	95.5	0.1	76	844	108.2	0.1
鉱業	14	205	79.8	0.0	12	224	109.4	0.0	12	237	105.8	0.0
建設業	34,118	364,637	88.4	28.6	34,218	351,455	96.4	29.1	35,025	353,233	100.5	29.7
卸売業	10,571	155,086	85.9	12.1	10,307	145,530	93.8	12.1	10,138	142,265	97.8	11.9
小売業	11,970	129,623	89.9	10.2	11,904	124,217	95.8	10.3	11,842	122,464	98.6	10.3
飲食店	5,199	35,917	89.2	2.8	5,101	32,898	91.6	2.7	5,066	31,369	95.4	2.6
運送倉庫業	5,774	90,945	89.9	7.1	5,662	84,381	92.8	7.0	5,655	82,167	97.4	6.9
サービス業	20,169	193,712	88.0	15.2	20,295	183,674	94.8	15.2	20,819	183,327	99.8	15.4
不動産業	3,717	40,917	87.3	3.2	3,633	39,872	97.4	3.3	3,725	41,421	103.9	3.5
その他の産業	478	3,691	91.7	0.3	471	3,453	93.5	0.3	482	3,555	103.0	0.3
合計	112,452	1,277,025	87.1	100.0	111,225	1,207,660	94.6	100.0	111,891	1,190,853	98.6	100.0

■代位弁済（元利）

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	309	3,857	157.9	19.6	254	2,756	71.5	15.5	256	2,859	103.7	17.1
農林漁業	0	0	0.0	0.0	1	73	<	0.4	0	0	>	0.0
鉱業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	564	5,281	140.0	26.8	484	4,596	87.0	25.9	479	4,657	101.3	27.8
卸売業	237	3,286	115.6	16.7	205	2,903	88.4	16.4	219	3,405	117.3	20.3
小売業	274	3,596	174.5	18.2	236	2,730	75.9	15.4	213	2,193	80.3	13.1
飲食店	114	706	148.1	3.6	110	867	122.8	4.9	104	523	60.3	3.1
運送倉庫業	118	1,249	89.1	6.3	107	1,397	111.9	7.9	92	1,261	90.2	7.5
サービス業	238	1,703	147.1	8.6	269	2,329	136.8	13.1	209	1,695	72.7	10.1
不動産業	6	29	24.6	0.1	18	87	297.4	0.5	14	135	156.4	0.8
その他の産業	2	6	66.1	0.0	2	6	85.5	0.0	7	15	280.7	0.1
合計	1,862	19,713	138.0	100.0	1,686	17,744	90.0	100.0	1,593	16,743	94.4	100.0

令和7年度統計資料

制度別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	12,284	161,946	175.1	46.2	11,170	122,178	75.4	37.2	10,227	87,332	71.5	23.0
市町村制度	1,008	9,138	68.3	2.6	1,248	12,907	141.2	3.9	1,733	20,262	157.0	5.3
一般・協会制度	8,558	179,707	101.4	51.2	9,185	193,125	107.5	58.8	11,577	271,351	140.5	71.6
合 計	21,850	350,791	123.9	100.0	21,603	328,210	93.6	100.0	23,537	378,945	115.5	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	80,884	861,207	79.2	67.4	78,275	749,766	87.1	62.1	74,580	643,448	85.8	54.0
市町村制度	6,053	36,463	86.0	2.9	6,148	36,735	100.7	3.0	6,744	43,704	119.0	3.7
一般・協会制度	25,515	379,356	112.6	29.7	26,802	421,159	111.0	34.9	30,567	503,702	119.6	42.3
合 計	112,452	1,277,025	87.1	100.0	111,225	1,207,660	94.6	100.0	111,891	1,190,853	98.6	100.0

担保別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	603	13,059	82.1	3.7	578	14,597	111.8	4.4	698	18,098	124.0	4.8
無担保	21,247	337,732	126.4	96.3	21,025	313,613	92.9	95.6	22,839	360,847	115.1	95.2
合 計	21,850	350,791	123.9	100.0	21,603	328,210	93.6	100.0	23,537	378,945	115.5	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	2,775	44,890	90.4	3.5	2,555	42,793	95.3	3.5	2,461	42,521	99.4	3.6
無担保	109,677	1,232,135	86.9	96.5	108,670	1,164,867	94.5	96.5	109,430	1,148,332	98.6	96.4
合 計	112,452	1,277,025	87.1	100.0	111,225	1,207,660	94.6	100.0	111,891	1,190,853	98.6	100.0

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

業務運営方針

埼玉県信用保証協会は、ポストコロナ時代の新たな事業環境の中で持続可能な事業経営に取り組む中小企業・小規模事業者支援を念頭に、関係機関との連携を深めながら、地域社会の発展に貢献していきます。

そのために、以下の(1)～(4)の業務運営方針を掲げ、役職員が一丸となって業務に進みます。

(1) 中小企業・小規模事業者の多様なニーズに応じた支援を実践し、事業継続に貢献します

コロナ禍を乗り越え、新たな事業環境の中で活躍するための取組みを積極的に後押しするとともに、物価高騰や今後深刻化が予想される人手不足など、引き続き厳しい事業環境下にある中小企業・小規模事業者の支援にも取り組んでいきます。また、その後においても事業継続のために、フォローアップにも取り組みます。

加えて、事業継続支援の一環として、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた経営支援を実施し、営業キャッシュ・フローの改善企業割合50.0%（経営支援実施時と実施2年後との比較）、および経営支援の満足度4.6点（専門家派遣実施後アンケートの満足度平均点、5段階評価）について、本中期事業計画中の実現に向けて継続的な効果検証を行い、経営支援の質的向上に努めます。

【具体的取組み】

- 1) 新たな事業環境への適応に取り組む中小企業・小規模事業者の事業継続支援
- 2) 経営者保証に依存しない資金調達の推進
- 3) 経営支援・再生支援の強化

(2) 公的機関として、地域のハブ機能を十分に発揮し、地域で必要とされる組織を目指します

第7次中期事業計画期間中も、金融支援・経営支援が重要な課題であると認識しています。一方で、当協会のみではマンパワーやノウハウにも限りがあるため、十分な支援ができない可能性があります。

そこで、金融機関や中小企業支援機関との間でノウハウを蓄積・共有し、実効性のある支援を行います。

【具体的取組み】

- 1) 金融機関との対話を通じた連携体制の強化・相互理解の促進
- 2) 関係機関との連携および支援体制の充実・強化

(3) 経済環境の変化に対応し続けられる組織体制の強化と、職員のスキル向上を促進します

変化の激しい経済環境においては、信用保証協会に求められる役割も変化していくことが想定されます。その役割を確実に果たしていくために、第6次中期事業計画期間中に構築した、金融支援・経営支援・創業支援・事業承継支援等の多様な支援に対応できる体制をさらに強化していきます。

また、危機時の事業継続体制を見直して、天災などの不測の事態の際に万全の態勢で臨める体制を維持・強化します。

【具体的取組み】

- 1) 持続可能な組織体制の確立
- 2) 人材の育成と能力を活かした人員配置の実施
- 3) IT利活用を通じた業務の効率化と利便性の向上

(4) 公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる持続可能な組織運営を行います

信用保証協会が業務を行うにあたっては、地域からの信用が不可欠です。

そのために、法令やルールを遵守した公正かつ誠実な業務の遂行と強固な財務基盤の維持を図るとともに、地域貢献に資する取組みを推し進めます。

【具体的取組み】

- 1) コンプライアンスの徹底
- 2) 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- 3) 長期的な財務基盤の維持
- 4) 地域貢献の取組み

令和8年度経営計画

埼玉県信用保証協会は、第7次中期事業計画の業務運営方針を踏まえ、令和8年度の経営計画における重点課題として、以下のとおり取り組みます。

①中小企業・小規模事業者の多様なニーズに応じた支援を実践し、事業継続に貢献します

コロナ禍を乗り越え、新たな事業環境の中で活躍するための取組みを積極的に後押しするとともに、物価高騰や今後深刻化が予想される人手不足など、引き続き厳しい事業環境下にある中小企業・小規模事業者の支援にも取り組んでいきます。

②公的機関として、地域のハブ機能を十分に発揮し、地域で必要とされる組織を目指します

第7次中期事業計画期間中も、金融支援・経営支援が重要な課題であると認識しています。一方で当協会のみではマンパワーやノウハウにも限りがあるため、十分な支援ができない可能性があります。

そこで、金融機関や中小企業支援機関との間でノウハウを蓄積・共有し、実効性のある支援を行います。

③経済環境の変化に対応し続けられる組織体制の強化と、職員のスキル向上を促進します

変化の激しい経済環境の中においては、信用保証協会に求められる役割も変化していくことが想定されます。その役割を確実に果たしていくために、第6次中期事業計画期間中に構築した、金融支援・経営支援・創業支援・事業承継支援等の多様な支援に対応できる体制をさらに強化していきます。

また、危機時の事業継続体制を見直して、天災などの不測の事態の際に万全の態勢で業務に臨める体制を維持・強化します。

④公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる健全な組織運営を行います

信用保証協会が業務を行うにあたっては、地域からの信用が不可欠です。

そのためにも、法令やルールを遵守した公正かつ誠実な業務の遂行と強固な財務基盤の維持を図るとともに、地域貢献に資する取組みを推し進めます。

この方針に沿って、各部門では以下に記す重点課題の解決に向けて業務に取り組みます。

●保証部門

- 持続的成長支援
- 経営者保証に依存しない融資の促進
- 資金繰り支援

●期中管理・経営支援部門

- 事業者の実情に寄り添った経営改善支援
- 過剰債務からの脱却に向けた再生支援
- きめ細やかな延滞管理の実施

●回収部門

- 債務者の状況に応じた求償権管理回収の実施

●その他間接部門

〈間接部門〉

- 金融機関との対話を通じた連携の深化
- ハブ機能の発揮に向けた関係機関との連携強化の取組み
- 広報活動の強化・充実
- SDGsへの取組み
- 地域貢献への取組み

〈協会の運営基盤の強化〉

- 計画的な人材の育成
- 組織体制の強化
- コンプライアンスの徹底
- 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- デジタル化・IT化による生産性の向上
- 長期的な財務基盤の維持

〈主要業務の計画〉

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	対前年度実績比
保 証 承 諾	330,000	87.1
保 証 債 務 残 高	1,127,610	94.7
代位弁済 (元利)	19,000	113.5
実際回収 (元損)	3,000	93.9



信用補完制度

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、または資本市場からの事業資金調達のため私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人として、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う信用保証協会のリスクを、国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といい、国の中小企業金融施策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度

信用保証制度

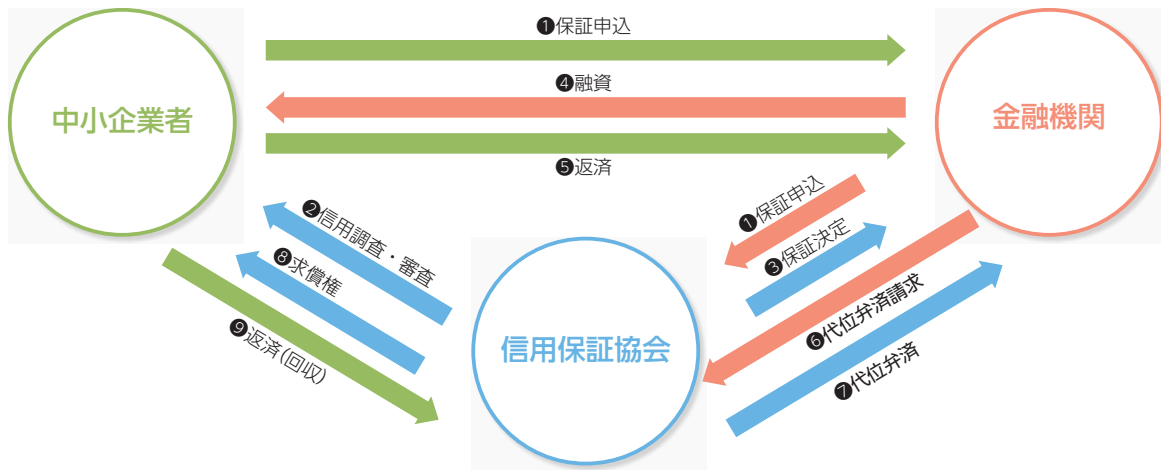
信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者です。信用保証協会は、中小企業者からの信用保証委託申込を受け融資の保証をします。その際、信用保証協会は、中小企業者から信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、金融機関に対し代位弁済します。

※現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）、全国であわせて51協会が設けられています。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、保証付融資の実行に伴い信用保険料を支払います。金融機関への代位弁済が発生した場合、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の割合の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、取引金融機関等を経由して信用保証協会に保証申込みをします。
県・市町村制度融資の場合は、金融機関の他に市町村や商工会議所・商工会等を経由して申込みをします。
- ② 信用保証協会は、申込内容等の調査・審査をします。
- ③ 信用保証協会は、適当と認めた場合には保証決定し、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、中小企業者に融資します。中小企業者は金融機関を通じて信用保証料を支払います。
- ⑤ 中小企業者は、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が、万一何らかの事情で借入金の全部または一部を返済することができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）を請求します。
- ⑦ 信用保証協会は、請求を審査した後、金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し求償権を取得します。（求償権発生）
- ⑨ 信用保証協会は、以後、中小企業者と経営の立て直し等を相談しながら求償権の回収を図ります。

信用保険制度のしくみ



- ① 信用保証協会と日本政策金融公庫（以下「公庫」という）は信用保険契約（包括保険の契約）を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、信用保証を行うと上記①の契約に基づき公庫に保証通知をするとともに、信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合には、公庫に保険金を請求します。
- ④ 公庫は保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額に対して一定の割合を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に求償権を回収した場合は、公庫に対し保険金の受領割合に応じて回収金を納付します。

信用保証制度の概要

ご利用いただける中小企業者

※各項目への適否に関わらず、総合的な判断の結果、ご利用いただけない場合があります。

◆企業規模

原則として、次表の「資本の額または出資の総額」もしくは「常時使用する従業員数」のいずれか一方が該当している必要があります。

業 種		資本の額または出資の総額（※1）	常時使用する従業員数
製 造 業 等		3億円以下	300人以下
卸 売 業		1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）		5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業		5,000万円以下	100人以下
医 業	個人事業者	—	100人以下
	法人（※2）		300人以下

※1 個人事業者・NPO法人は、常時使用する従業員数のみ該当している必要があります。

※2 医業を営む法人とは、医業を主たる業とする医療法人・社会福祉法人・一般財団法人または一般社団法人を指します。

※3 組合は当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

ただし、次表の政令特例業種については、要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業（※4）	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サービス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※4 自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。

◆業種

一般にいう商工業者のほとんどの方が利用できます。ただし、農林漁業、性風俗関連特殊営業業種、金融業（一部を除く）、学校法人、宗教法人、LLP（有限責任事業組合）等は原則として保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

◆所在地

「埼玉県内において」事業を行っている（※5）必要があります。

なお、「埼玉県内において」事業を行うとは、次表に該当していることをいいます。

個人事業者	埼玉県内に住居または事業所があること。 ただし、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として実際に居住していることが必要です。
法 人	埼玉県内に本店または事業所があること。 ただし、法人の本店または事業所が、単なる登記上の所在地で事業の実体がない場合は保証の対象となりません。

※5 「埼玉県内において」事業を行っていることの判断は、事業実体に加え、法人税、所得税、事業税、住民税等の納税手続きを含め、総合的に行います。

信用保証の内容

◆保証限度額

1 中小企業者に対する保証金額の限度額は、無担保保証8,000万円に普通保証（原則、有担保）2億円を加えた、2億8,000万円が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。（例えば、セーフティーネット保証は、経営環境の悪化等で経営に支障をきたしている中小企業者を支援するために設定された保証制度です。）

また、埼玉県・市町村の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要綱等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

◆資金使途

保証の対象となる資金は、事業経営に必要な運転資金および設備資金に限られます。生活資金、住宅資金、投機資金にはご利用いただけません。また、原則として、転貸資金、既存の借入金返済資金（当協会が認めた場合を除く）にもご利用いただけません。

保証対象業種と保証対象外業種を兼業している場合は、当該資金が保証対象業種に係るものであると特定できる場合に限り、保証の対象となります。

◆保証期間

保証期間は、運転資金10年以内、設備資金12年以内となります。ただし、保証制度・資金使途等により異なる場合があります。

◆連帯保証人

信用保証のご利用にあたり連帯保証人が必要となる場合があります。

【法人代表者以外の連帯保証人について】

次の1～3を除いて、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人、または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
2. 申込人（法人の場合はその代表者）の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容や経営の状況等を総合的に判断し、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

【経営者保証を不要とする保証の取扱いについて】

次のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証（法人代表者、法人の実質的な経営権を有している者等による保証）を不要とする保証の取扱いをすることができます。

金融機関 連携型	以下の要件をすべて満たしていること。
	●取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資残高があること（残高がない場合、保証付融資と同時実行の取扱いも可能）。
	●直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと、かつ直近決算期において債務超過でないこと。
財務型	●法人と経営者個人の一体性の解消等（「資産・経理が明確に分離されている」等）が図られていること。
担保型	エグゼクティブ・プラス保証を利用する場合。
担保型	法人または経営者個人の所有不動産について担保提供があり、保証承諾金額に対して、全額の保全が図られていること。

※上記の他、中小企業者が一定の要件を満たした場合に、保証料率の引上げを条件として代表者による連帯保証を提供しないことを選択できる場合があります。

信用保証制度の概要

◆担保

保証債務残高が8,000万円超の場合、8,000万円を超える部分は原則として、物的担保が必要です。なお、ご利用いただく保証制度や、財務内容・経営状況等によっては、保証債務残高が8,000万円以下であっても物的担保が必要となる場合があります。

また、資金使途が不動産取得資金の場合は、融資対象物件を物的担保とする必要があります。

◆責任共有制度

保証付融資については、「責任共有制度」が導入されています。これは、金融機関と信用保証協会とが適切に責任共有を図ることで、両者が従来以上に連携を強化し、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことを目的とするものです。

【負担金方式と部分保証方式】

責任共有制度には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関ごとの選択により、そのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式においても20%です。

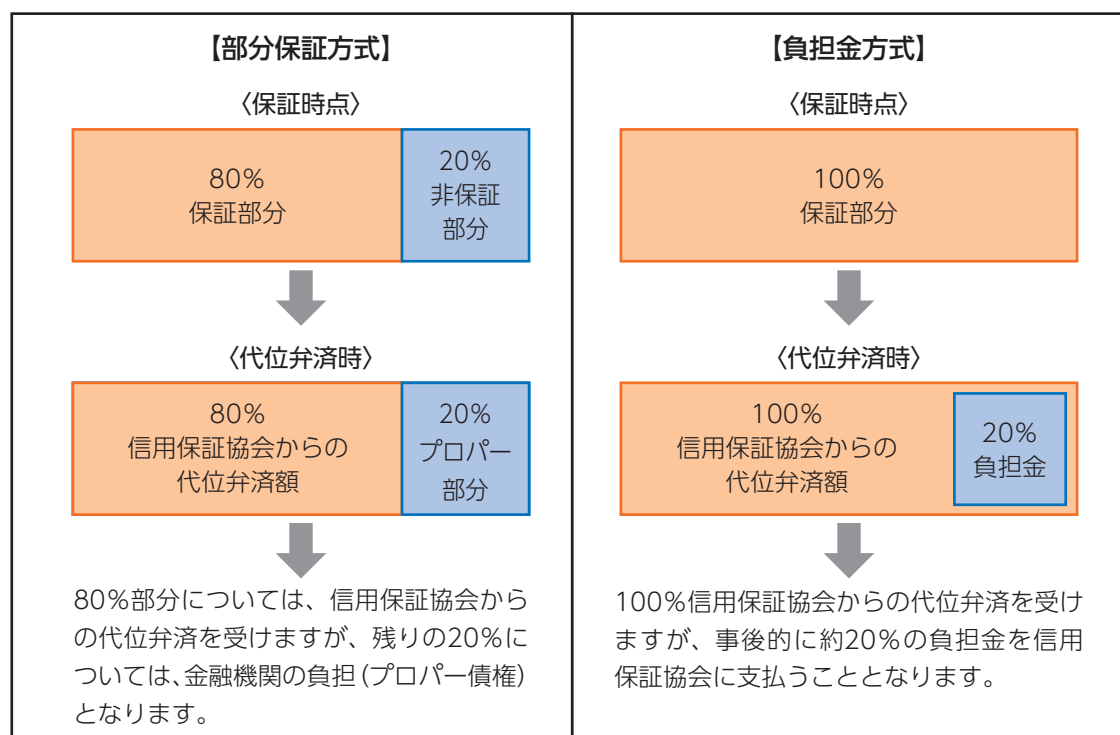
①部分保証方式

金融機関が行う個別の融資金額の一定割合（80%）を信用保証協会が保証する方式です。

②負担金方式

個別の融資では、従来と同様に100%が保証されますが、金融機関は信用保証協会の保証利用実績（保証債務平均残高や代位弁済率等）に応じ、一定の負担金を事後的に信用保証協会へ納付する方式です。

〈責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図〉



【責任共有制度の対象となる保証制度】

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となりますが、経営安定関連保証（セーフティネット保証1号～4号、6号）、小口零細企業保証、創業関連保証などの保証制度は、信用保証協会の100%保証となっています。

信用保証料

信用保証料（以下、「保証料」という）は、貸付金額（根保証制度は極度額）、保証期間、信用保証料率（以下、「保証料率」という）、分割係数を基に算出します。

◆保証料率

保証料率は、CRD（中小企業信用リスク 情報データベース）を活用し、中小企業者の決算書を基に財務面の評価を行い、その結果に個々の中小企業者の定性要因を加味して、9段階に区分された保証料率から決定します。なお、一部の保証制度においては、政策的見地より中小企業者の経営状況にかかわらず、一律の保証料率を適用しています。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準利率 (%)	責任共有 保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
	責任共有対象外 保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証または当座貸越根保証をさします。

◆分割係数

返済方法が分割返済のものは、その返済方法に応じ、所定の分割係数を乗じて保証料を計算します。

分割返済回数	均等分割返済の係数	不均等分割返済の係数
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

◆保証料率の割引・割増

①有担保割引

有担保保証については、0.1%（自治体制度の一部は0.03%）の割引を適用します。

（一部の保証制度は有担保割引の対象外となっています。）

②会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している旨の登記を行っている場合は、0.1%の割引を適用します。

（一括支払契約保証等の一部保証制度を除く。）

③事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となる保証制度をご利用いただく場合は、同制度の要綱に基づき0.25%または0.45%の割増を適用します。

信用保証制度の概要

◆保証料の計算方法

【根保証制度の場合】

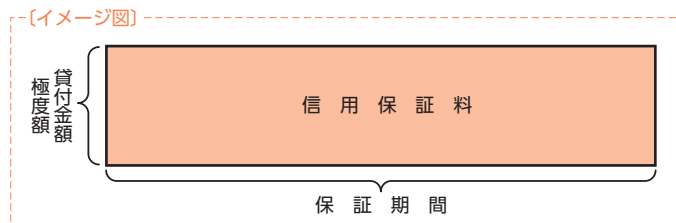
〔計算式〕 保証料(円) = 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[日] / 365

(円未満切り捨て)

【一括返済の場合】

〔計算式〕 保証料(円) = 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[月] / 12

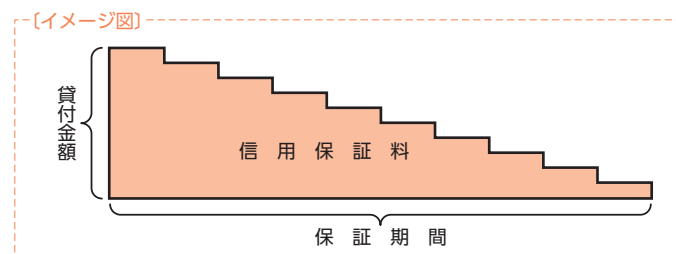
(円未満切り捨て)



【均等分割返済の場合（据置期間なし）】

〔計算式〕 保証料(円) = 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[月] / 12 × 分割係数

(円未満切り捨て)

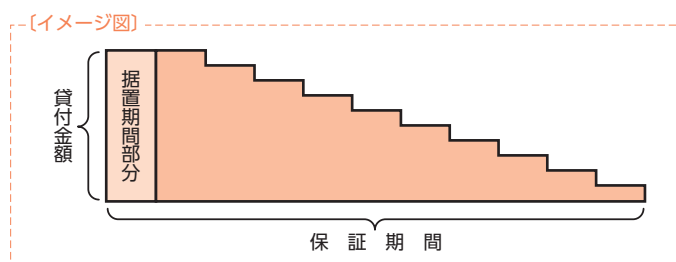


【均等分割返済の場合（据置期間あり）】

〔計算式〕 保証料(円) = 据置期間部分 + 分割返済部分

〈据置期間部分〉 貸付金額[円] × 保証料率[%] × 保証期間[月] / 12

〈分割返済部分〉 貸付金額[円] × 保証料率[%] × (保証期間 - 据置期間)[月] / 12 × 分割係数 (円未満切り捨て)



◆保証料の分割納付

保証料は、原則として一括でお支払いいただいております。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、借入人の希望により分割でお支払いいただくことが可能です。

- ①保証期間が2年を超える場合
- ②保証期間が1年を超える根保証制度をご利用の場合

◆保証料の返戻

お支払いいただいた保証料は違算の場合を除き、返戻しないこととしていますが、保証期日の前に完済した場合は、保証料の一部を返戻する場合があります（保証料額が1,000円以下の場合は、返戻の対象外となります）。

保証期日前の完済が当協会の借換保証によって行われる場合、借入人の希望により、完済によって発生する返戻保証料を、借換保証によって発生する新規保証料から差し引いてお支払いいただくことが可能です。

情報管理・コンプライアンス等の取組み

情報資産管理強化への取組み

当協会では、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。そうしたことから、情報資産の管理強化を図るため、情報セキュリティ基本方針を掲げるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」に基づいた情報管理体制の確立に努めています。

今後も、中小企業者、ならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけますように、引き続き、よりレベルの高い情報管理に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を守るべき最重要な情報資産として認識し、これを守るために、協会内に情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運用し、見直し、維持および改善します。具体的には、以下の指針に従って活動を推進します。

1. 情報セキュリティ目標

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に実施し、事業活動を行うにあたって、情報セキュリティ目標を設定し、これを達成するための計画を策定し、実施します。

2. リスクアセスメントの実施

当協会は、情報資産に対して、リスクアセスメントを実施し、各情報資産に及ぼすリスクを認識した上で、これに対する管理策を策定し、実施し、これを維持します。

3. 情報セキュリティ体制

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する機能として、情報セキュリティ委員会を設置し、部門には情報セキュリティ責任者を配置し、情報資産の適正な管理を実施します。

4. 法令および規制等の遵守

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））は、情報セキュリティに関する法令、規制およびお客様との契約事項については、その要求事項を遵守します。

5. 教育・訓練

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））には、必要な情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、各人に情報セキュリティの活動の重要性を認識させることにより、意識の向上および関連する諸規程の周知徹底を図ります。

個人情報保護の取組み

個人情報保護宣言

埼玉県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口（または郵送）に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口（または郵送）に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、各業務区域を管轄するさいたま営業部、支店、管理再生支援部になります。業務区域の詳細と各部署の連絡先については、「県内担当地域と事業所のご案内」（P45）をご覧ください。

コンプライアンス・危機管理態勢の基本方針

当協会は、公的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンス・危機管理態勢の強化に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「行動規範」を策定しています。

コンプライアンス・危機管理態勢を徹底するため、必要に応じて対策本部を設置し、解決までの全ての任にあたるとともに、統括部署を定め、マニュアルに基づく指導や研修・啓蒙活動を行っています。各部署には総括担当者を配置し、実施状況を監視することで問題の早期発見に努めています。さらに顧問弁護士とも連携を強化するなど、きめ細かい実践体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5. 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定するとともに、このプログラムの進捗確認および実施状況の評価・チェックを随時行っています。

1 業務執行にあたる役員の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者を選任するとともに、定例の幹部職員会議や年度初めにおける役員の講話などを通じ、コンプライアンスの徹底を指示します。
2 コンプライアンスの統括	前年度の実績報告を行うとともに、次年度のコンプライアンス・プログラムを審議します。また、必要に応じて不祥事の発生防止等に向けた指導を行います。
3 コンプライアンス態勢の強化	内部検査や会議の開催等によって、定期的に各部署のコンプライアンスの推進・遵守状況を確認し、指導・助言を行います。
4 コンプライアンス統括部署の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者会議を運営するとともに、コンプライアンスチェックシートによるモニタリングを行います。
5 コンプライアンス担当者の責務	日常を注視し、コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、コンプライアンス教育等に力を置いています。
6 研修・広報等の実施	不祥事を未然に防止するため、外部講師による集合研修や内部研修等を実施します。また、取り組み内容をホームページや広報誌等に掲載します。

事業体制と県内ネットワーク

組織機構図と主な業務 (令和8年4月1日現在)



あいさつ

当協会の概要

令和7年度の
主な取り組み

令和7年度
事業報告

令和7年度
統計資料

第7次中期
事業計画

令和8年度
経営計画

信用補完制度

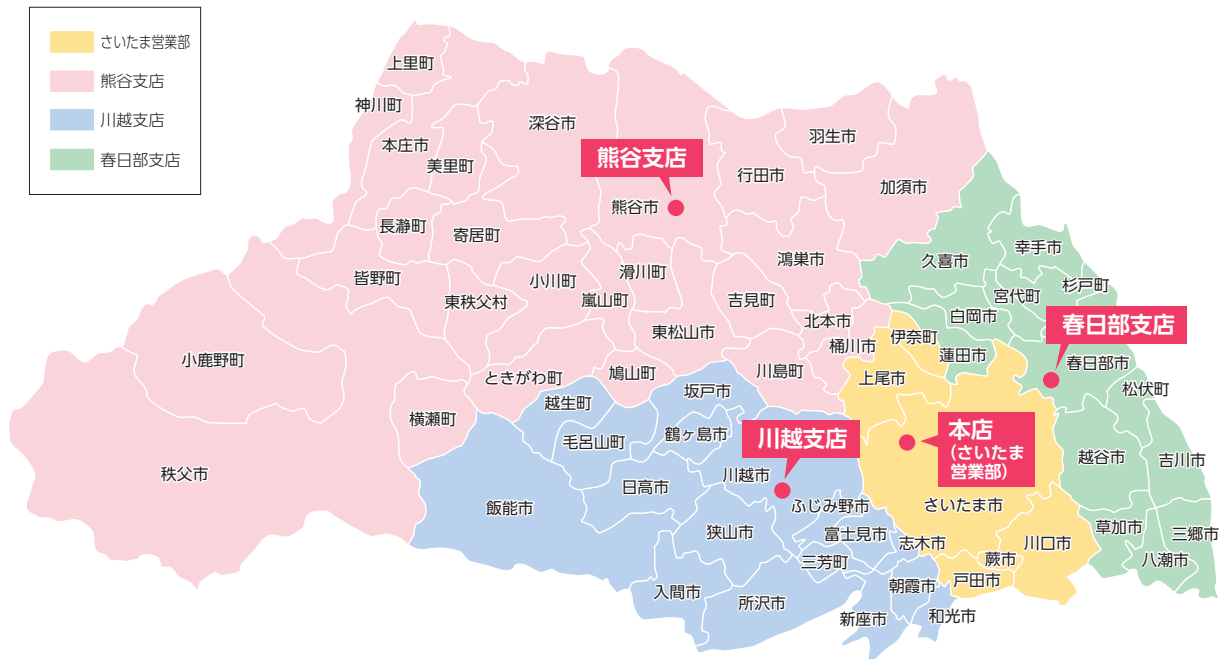
信用保証制度
の概要

情報簿・コンプラ
インス等の取組み

事業体制と
県内ネットワーク

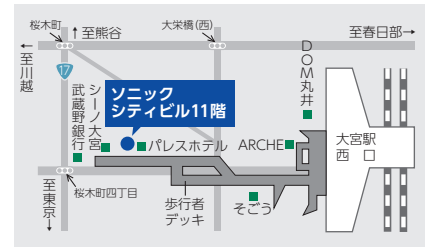
事業体制と県内ネットワーク

県内担当地域と事業所のご案内



本店

〒330-9608 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5（ソニックシティビル11階）			
TEL 検査指導室		048 (647) 4718	
企画総務部	企画課・情報システム課	048 (647) 4712	
	総務課・経理課	048 (647) 4711	
保証経営支援部	保証統括課・保証事務課	048 (647) 4713	
(※1)	創業支援課	048 (647) 4720	
	経営支援統括課・本部審査課	048 (647) 4716	
管理再生支援部	代位弁済課	048 (647) 4714	
(※2)	管理統括課	048 (647) 4715	
	管理一課・二課	048 (647) 4717	
	川越営業所 管理課	049 (249) 1131	
さいたま営業部	保証一課	048 (647) 4721	
	保証二課	048 (647) 4722	
	経営支援課	048 (647) 4723	



大宮駅西口より徒歩5分
※1 保証経営支援部はソニックシティビル10階
※2 川越営業所の住所は以下のとおり
〒350-1183 川越市新宿町1丁目17番地17
(ウエスタ川越公共施設棟5階)

熊谷支店

〒360-8608
熊谷市筑波2丁目48番地1
(熊谷大栄ビル4階)
TEL 保証課 048(521)5221
経営支援課 048(521)5277



熊谷駅北口より徒歩3分

川越支店

〒350-1183
川越市新宿町1丁目17番地17
(ウエスタ川越公共施設棟5階)
TEL 保証一課・二課 049(249)1681
経営支援課 049(249)1671



川越駅西口より徒歩5分

春日部支店

〒344-8508
春日部市南1丁目1番7
(東部地域振興ふれあい拠点施設5階)
TEL 保証課 048(731)7311
経営支援課 048(731)7312



春日部駅西口より徒歩5分

2026 埼玉県信用保証協会の現況

発 行 令和8年8月

住 所 埼玉県信用保証協会 企画総務部 企画課
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
ソニックシティビル11階

T E L 048-647-4712

U R L <https://www.cgc-saitama.or.jp>



埼玉県信用保証協会

ホームページ

埼玉県信用保証協会

検索

